

田村市

「田村の匠」製品紹介冊子・P V等製作業務委託

プロポーザル実施要項

令和8年5月
福島県田村市

1. 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、田村市「田村の匠」製品紹介冊子・P V等製作業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、「生き残りをかけた中小企業成長戦略事業」として掲げる製品発掘から新商品開発、販路拡大、ブランド化、DX推進までの多岐にわたる専門課題に対し、本業務において、個別の得意領域において企業が共同で行う田村のものづくりを支援し、将来的に最適なソリューション提供企業とのマッチング事業を展開するとともに製品紹介やP V製作によるトップセールスや異業種交流会、産業祭などでの販路拡大やマッチング機会の創出を図るために、優れた創造性や効果的運営能力、豊富な知見や経験等を有する事業者を広く募集し、最も適した契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

田村市「田村の匠」製品紹介冊子・P V等製作業務委託

(2) 業務内容

別紙「田村市「田村の匠」製品紹介冊子・P V等製作業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

(4) 契約上限額

11,984,819円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

※契約上限額を超える提案は受け付けない。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録される見込みのある者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (4) 田村市税を滞納している者でないこと。
- (5) 公告の日から契約締結の日までの間に、福島県から委託業務等契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者ではないこと。
- (7) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

4. 実施要領等の入手方法

実施要領等については、市のホームページからダウンロードして入手すること。
なお、商工課の窓口及び郵送等での配付は行わない。

5. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月13日（水）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。なお、持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとすること。

(3) 提出先

田村市産業部商工課
〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

- ①参加表明書（様式1） 1部
- ②参加資格要件確認書（様式2） 1部
- ③企業実績調書（様式3） 1部
- ④市税（法人市民税・固定資産税）の納税証明書の写し 1部
※市税は、田村市から課税されていない場合は添付不要
- ⑤直近2年分の決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書） 各1部

6. 質問書の提出

(1) 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式4）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。
その際、電子メールの件名の先頭に
「田村市「田村の匠」製品紹介冊子・P V等製作業務」
と記載すること。
なお、電子メールによる提出後には、必ず電話等で受信確認を行うこと。

(3) 提出先

田村市産業部商工課
電 話 0247-82-6677
電子メール shoko@city.tamura.lg.jp

(4) 質問に対する回答

随時、電子メールで質問者に回答することとし、市ホームページに掲載する。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

なお、持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとすること。

(3) 提出先

田村市産業部商工課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

①企画提案書（様式5） 1部

②企画書（任意様式） 8部（正本1部、副本7部）

副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと）

③見積書（任意様式） 8部（②と同様）

※見積書は、仕様書に基づく積算内訳を記載すること。

(5) 企画書の内容

企画書は、目的や仕様書を踏まえ、下記の項目に沿って記載すること。

No.	項目	内容
1	実施内容の企画提案	<p>①「田村の匠」製品紹介冊子・PVの製作に係るコンセプト設計が明確で、市内事業者とソリューション企業とのマッチングが期待できること。</p> <p>②事業所の選定、事業所数、事業所紹介、事業所特集などの構成及び事業所選定に伴う基準、選定プロセスが明確に示されていること。</p> <p>③事業所の技術などの得意領域をPRする内容であるとともに、効果的な発信するための企画提案であること。</p> <p>④本業務で発掘した地域資源を連携させることで、既存事業や生き残りをかけた中小企業成長戦略事業（ビジネスチャンス拡大事業、中小企業交流セミナー、産業祭など）でのマッチング機会やマッチングによる新商品開発、販路拡大の創出などの効果が発揮できる企画提案であること。</p> <p>⑤企業の概要、商品紹介等の主要情報などマッチングに必要な情報を示すとともに、想定ターゲットの年齢層、職業、興味関心等を考慮した企画提案であること。</p> <p>⑥商品開発、個別販路の共有化など新たなビジネスチャンスの拡大、市内潜在事業所の発掘やPR、ふるさと納税返礼品への寄与など田村市エコノミックガーデニング事業の促進に関する企画提案となっていること。</p> <p>⑦その他、独自性のある提案であり本業務の目的を達成するために十分な訴求力がある企画提案となっていること。</p>
2	実施体制・運営管理	①業務実施体制、運営管理方法
3	広報・情報発信	①広報・情報発信の支援実績、方法と効果

(6) 企画書作成に係る留意事項

- ①記載するフォントの大きさは、原則 11 ポイント以上とする。
- ②A4 版、20 ページ以内（片面印刷とする）で作成すること。

(7) その他

- ①企画は 1 社 1 提案とすること。
- ②電送、CD-ROM等、電子媒体による提出は受け付けない。
- ③提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事情がない限り認めない。
- ④参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

8. 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

- ①企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、田村市「田村の匠」製品紹介冊子・P V等製作業務委託に係るプロポーザル審査委員会が審査し、受託候補者を選定する。
- ②プレゼンテーションは1社30分以内（提案説明20分、質疑応答10分）とする。
※プロジェクターを使用する場合は企画書提出時に申し出ること。
※プロジェクターは事務局で準備するが、パソコン等は提案者が持参すること。
- ③審査は、評価項目を審査委員が審査し、最も評価点の高い提案者を本業務の受託候補者とする。なお、同点が2社以上となった場合は、参考見積額の低い方を優先交渉権者として選定する。

(2) 審査実施日及び会場

- ①実施日時 令和8年6月11日（木） ※詳細は後日連絡
- ②会 場 田村市役所 ※詳細は後日通知

(3) 審査基準

審査における評価項目、評価事項、配点は、下記のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
1. 実施内容の企画提案	<ol style="list-style-type: none"> ①「田村の匠」製品紹介冊子・P Vの製作に係るコンセプト設計が明確で、市内事業者とソリューション企業とのマッチングが期待できること。 ②事業所の選定、事業所数、事業所紹介、事業所特集などの構成及び事業所選定に伴う企画が明確に示されていること。 ③事業所の技術などの得意領域をPRする内容であるとともに、効果的な発信するための企画提案であること。 ④本業務で発掘した地域資源を連携させることで、既存事業や生き残りをかけた中小企業成長戦略事業（ビジネスチャンス拡大事業、中小企業交流セミナー、産業祭など）でのマッチング機会やマッチングによる新商品開発、販路拡大の創出などの効果が発揮できる企画提案であること。 ⑤企業の概要、商品紹介等の主要情報などマッチングに必要な情報を示すとともに、想定ターゲットの年齢層、職業、興味関心等を考慮した企画提案であること。 ⑥商品開発、個別販路の共有化など新たなビジネスチャンスの拡大、市内潜在事業所の発掘やPR、ふるさと納税返礼品への寄与など田村市エコノミックガーデニング事業の促進に関する企画提案となっていること。 ⑦その他、独自性のある提案であり本業務の目的を達成するために十分な訴求力がある企画提案となっていること。 	70点

2. 実施体制・運営管理	・業務実施体制、運営管理方法	10点
3. 広報・情報発信	・広報・情報発信の支援実績、方法と効果	10点
4. 実績	・製品紹介やPV製作に対する事業の実績があるか。 ※企業実績調書（様式4）により1件あたり1点で評価 （最大5件）	5点
5. 事業費	・最も安価な事業者の見積額／当該事業者の見積額×5 ※小数点以下第1位を四捨五入する。	5点

(4) 評価点数の集計方法

各委員の持ち点は均一とし、評価点の合計を参加事業者ごとに集計し、その合計点により順位を決定する。

(5) 受託候補者の選定方法

上記結果をもとに受託候補者を決定する。なお、最高得点者等が基準点（全委員の合計得点の平均が60点以上）を満たさなかった場合及び最高得点者等が評価項目で最低点があった場合において、受託候補者及び次点候補者としての選定を行うかについては委員会において協議を行う。

(6) 審査結果の通知

審査結果は書面で通知するとともに、市ホームページに公表する。

9. その他

(1) 契約

受託候補者を選定し決裁となった場合、改めて見積書を徴収し契約を行う。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。

(3) 資料の使用

提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。また、提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(4) その他

受託候補者決定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容を基本とし、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。

10. 問合せ

田村市産業部商工課（担当：佐藤、小沼）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電話 0247-82-6677

電子メール shoko@city.tamura.lg.jp

11. 日程

項 目	日 程
公募開始（プロポーザル公告）	令和8年5月1日（金）
参加表明書等の提出期限	令和8年5月13日（水）
質問書の提出期限	令和8年5月20日（水）
企画提案書の提出期限	令和8年6月5日（金）
プレゼンテーション審査会	令和8年6月11日（木）
審査結果通知	令和8年6月15日（月）

(様式1)

令和 年 月 日

参加表明書

田村市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

Ⓔ

下記業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

1. 業務名 田村市「田村の匠」製品紹介冊子・PV等製作業務
2. 添付書類 (1) 参加資格要件確認書(様式3) 1部
(2) 企業実績調書(様式4) 1部
(3) 市税(法人市民税・固定資産税)の納税証明書の写し 1部
※市税は、田村市から課税されていなければ添付不要
(4) 直近2年分の決算関係書類(貸借対照表及び損益計算書) 各1部
3. 担当者 (1) 部署名
(2) 氏名
(3) 連絡先 (電 話)
(ファックス)
(電子メール)

(様式2)

令和 年 月 日

参加資格要件確認書

田村市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(□欄にチェックを記入すること)

資格要件	該当チェック
(1) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録される見込みのある者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名の停止を受けていない者であること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(3) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3に掲げる者でないこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(4) 田村市税を滞納している者でないこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(5) 公告の日から契約締結の日までの間に、福島県から委託業務等契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続き開始の申立がなされていないこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(7) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(様式3)

企業実績調書

企業名	
本社所在地	
会社設立年月日	
資本金	
事業所数	
社員数	名
その他	

注1) 令和7年3月31日時点で作成してください。

注2) 本業務に関して支社・営業所等が関与する場合は、「その他」の欄に支社・営業所等の名称及び所在地を記入してください。

No.	発注機関名	契約期間	内容	契約金額 (千円)
1		年 月 ~ 年 月		
2		年 月 ~ 年 月		
3		年 月 ~ 年 月		
4		年 月 ~ 年 月		
5		年 月 ~ 年 月		

注3) 令和6年4月から公告日までに受注した、今回の業務に関する同種事業（起業者・経営者に対する支援事業等）の実績を記入してください。

注4) 審査対象書類となりますので、実施要領を確認のうえ作成してください。

(様式 4)

令和 年 月 日

質 問 書

田村市「田村の匠」製品紹介冊子・P V等製作業務委託公募型プロポーザルについて、次の項目を質問します。

1. 質問区分

- 参加表明書等に関する質問
- 企画書に関する質問

2. 質問内容

質問項目	質問内容
商号又は名称	
部署及び担当者名	
連絡先	(電 話) (ファックス) (電子メール)

注) 記入欄が不足する場合は、行を追加してください。

(様式 5)

令和 年 月 日

企 画 提 案 書

田村市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

田田村市「田村の匠」製品紹介冊子・PV等製作業務委託公募型プロポーザルについて、次のとおり提案します。なお、提出した書類の記載内容等は、事実と相違ないことを誓約します。

1 企画提案事項

No.	項目	内容
1	実施内容の企画提案	①「田村の匠」製品紹介冊子・PVの製作に係るコンセプト設計が明確で、市内事業者とソリューション企業のマッチングが期待できる企画提案 ②事業所の選定、事業所数、事業所紹介、事業所特集などの構成及び事業所選定に伴う基準、選定プロセスの提案 ③事業所の技術などの得意領域をPRする内容であるとともに、効果的な発信するための企画提案 ④本業務で発掘した地域資源を連携させることで、既存事業や生き残りをかけた中小企業成長戦略事業（ビジネスチャンス拡大事業、中小企業交流セミナー、産業祭など）でのマッチング機会やマッチングによる新商品開発、販路拡大の創出などの効果が発揮できる企画提案 ⑤企業の概要、商品紹介等の主要情報などマッチングに必要な情報を示すとともに、年齢層、職業、興味関心等を考慮した企画提案 ⑥商品開発、個別販路の共有化など新たなビジネスチャンスの拡大、市内潜在事業所の発掘やPR、ふるさと納税返礼品への寄与など田村市エコノミックガーデニング事業促進に関する企画提案 ⑦その他、独自性のある提案であり本業務の目的を達成するために十分な訴求力がある企画提案
2	実施体制・運営管理	・業務実施体制、運営管理方法
3	広報・情報発信	・広報・情報発信の支援実績、方法と効果

注1) 企画提案内容は上記全ての項目を網羅したうえで、A4版20枚以内（片面印刷）で提出すること。

2 添付書類

- ① 企画書（任意様式） 8部（正本1部、副本7部。副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと）
- ② 見積書（任意様式） 8部（①と同様）
※見積書は、仕様書に基づく積算内訳を記載すること。

(様式6)

令和 年 月 日

参加辞退届

田村市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

田村市「田村の匠」製品紹介冊子・PV等製作業務委託公募型プロポーザルの参加申込書を提出しましたが、都合により辞退します。

担当者 (1) 部署名
(2) 氏名
(3) 連絡先 (電 話)
(ファックス)
(電子メール)